

第12回 会社法制に関する研究会

日時：令和6年5月27日（月）18:00～20:10

場所：公益社団法人商事法務研究会会議室（オンライン併用）

議事要旨

1 種類株主総会決議の可否（会社法第322条関係）（続き）について

会社法第322条第1項に基づく種類株主総会決議に関して、新たな種類の株式を追加する場面における同項第1号の定款変更との関係での「損害を及ぼすおそれ」の判断枠組み及び具体的な当てはめ等につき、引き続きの議論が行われた。

2 バーチャルオンリー型の株主総会の検討（続き）

- 令和3年6月に改正された産業競争力強化法は、上場会社であること、定款の定めがあることに加えて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を得ることを要件として、場所の定めのないバーチャルオンリー型の株主総会を開催することを認めている。会社法においてもバーチャルオンリー型の株主総会を開催することができるようにすることについては、本研究会においても、第1回・第3回・第6回研究会において議論をしてきたが、以下の検討事項について、具体的にどのように考えるか。
 - 基本的な考え方（株主総会における株主の権利を変容させることはしないこと、質問や動議等の取扱い解釈に委ねて特段の規定を設けないこと、ハイブリッド型のバーチャル株主総会についても規律の対象に含めること等について）
 - 適用対象
 - 実施するための要件
 - 場所の定めのある株主総会の開催請求権の有無
 - 招集の決定事項、招集の通知事項及び議事録の記載事項
 - 株主総会の決議の取消しの訴えの特則（株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した場合には、株式会社に悪意又は重大な過失があるときを除き、株主総会の決議の取消事由にはならないとすること等）
 - その他（産業競争力強化法第66条第2項の規定を参考に、会社法の株主総会の延期又は続行の規定について改めること等）
- バーチャル株主総会においては、株主にとっては株主総会への参加のハードルが下がるので、炎上したり不規則発言が起きたりする可能性が高まり、それを警戒した会社が質問を制限したり事前に質問事項の提出を求めたりするという方向に進むと思う。会社は質問者が分かるが、株主には出席票番号しかおそらく示されない

ので株主は質問者が分からないというような不均衡が生じ、やらせ質疑などの不適切なものがあったとしても株主側が検証できない可能性がある。このことを考えると、バーチャルオンリー株主総会において、質問や動議について今までと同じように解釈に委ねて条文化しないということで本当によいのか心配しており、これらについて整理することがよいのではないかと思います。

- 質問と動議の取扱いについては最低限でも検討した方がよい。例えば、バーチャル株主総会に限らない話だが、修正動議が多く出てきた場合を想定して少なくとも上場会社については議案提案権の事前の行使を求めることに一定の合理性があり、そのような手当てをした方がよいのではないかと。この場合、併せて株主提案権の行使要件を定款で引き上げ、同時に勧告的提案を株主提案権の対象にするということセットで認めればよいのではないかと。
- バーチャル株主総会は株主がバーチャルで出席する株主総会であって、役員だけがバーチャルで出席しているものは含まないと整理した方が分かりやすいと思う。
- 基本的な方針として、バーチャルオンリー株主総会だけでなく、ハイブリッド出席型株主総会を含めた制度を考えることがよいと思う。
- ハイブリッド出席型株主総会を含めた規律を設ける場合、規制強化になるのではないかと指摘も考えられるが、ハイブリッド出席型株主総会についても株主総会決議の取消しの訴えの特則の適用対象とするのであれば、一定の規制があってもしかるべきである。
- 現行法上、小規模な株式会社において一部の株主が株主総会の場所に行くことができなくなったため、急遽ハイブリッド出席型株主総会とすることとし、当該株主がウェブ会議を通じて株主総会に出席するといった対応をすることは、株主全員が出席しているのであれば別だが、そうでなければ問題がないと必ずしも言えないのではないかと。
- バーチャル株主総会の在り方には幅があるため、あまり固まった型をはめすぎて合理的なバーチャル株主総会の発展を阻害してはいけないと考えている。
- バーチャルオンリー株主総会あるいはハイブリッド出席型株主総会を会社法に導入するにしてもリアルで開催される株主総会と、基本的に同等の、少なくとも機能的に同等性を維持するという考え方でルールを作るべきであると考えている。機能的同等性の確保については、例えば質問や動議では、リアルに開催された場合と異なり他の株主の目が届かない可能性があるため、質問や動議について何らかの手当てがあった方が良く、その際の基本的な考え方としては、機能的同等性を確保し、完全に同等にならない場合にはそれに代わる質問権や動議を提出する機会を確保するというスタンスで臨むのがよいのではないかと。
- バーチャルオンリー株主総会に関する規律の適用対象に関しては、全ての株式会社を対象とすることでよい。

- バーチャルオンリー株主総会の実施のための要件について、非上場会社の場合は自主的な対応があまり期待できないところもあるため、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針や、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の具体的内容を定めることを求めるのがよいのではないか。さらに言えば、実施のための要件として、動議への対応方針の定めを要求することがよいのではないか。
- バーチャルオンリー株主総会の実施のための要件として、産業競争力強化法において要件となっている株主の人数要件を設けないことで良く、通信の方法に関する事務の責任者を置いていることを要件とはしない方向でよいと考える。
- 審議を全部聞いた上で議決権行使することが確保されるのであれば、書面投票も電子投票も強制せず参考書類の送付を強制しないということもよいのではないか。
- 会社法においてもバーチャルオンリー株主総会を開催することができるようにする場合には、産業競争力強化法の規律とは異なり、書面投票を強制しないということは考えられるが、デジタルデバイドの問題がある。この問題への対応策としては、①書面投票を認めないこととするのであれば、バーチャルオンリー株主総会を許容する定款変更をする場合に、総株主の同意によって定款変更をしなければならないこととする対応や、②書面投票を認めないこととするのであれば、「場所の定めない株主総会の議事における情報の送受信をするために必要となる機器について希望する株主に貸出しをすること」及び「通信の方法として出席株主の全部又は一部のために電話による出席が可能であるものを用いること」を必ず実施しなければならないこととする対応が考えられる。
- 書面投票の強制については、デジタルデバイドの問題や、会場に行って質問をしたいというような利益を奪うという可能性が出てくるため、例えば定款変更の要件を総株主の同意とするか、あるいは、定款変更に際して株式買取請求を認めるなど、何らかの手当てをした方がよいという感触を持っている。
- 場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めないことが妥当である。
- 場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めない理由について、会社側の準備が大変だからというのはあまり理由にならない。対面開催が必要である相当な理由があるような場面で株主が声を上げてくるようなことが想定されるようであれば、対面開催を認める余地を与えてもよいのではないか。そのような場面が特に想定されないというのであれば、場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めず、定款変更でバーチャル株主総会を開催しない会社とするということに委ねるのではないかと思う。
- 株主総会決議の取消しの訴えの特則については、会社の悪意重過失の判断を、議長を基準とするのか会社の担当者を基準とするのかなどが不明確であるため、誰の

何の認識を基準とするのかを明らかにした方がよい。

- 株主総会決議の取消しの訴えの特則については、採決で通信障害が生じる場合と、議事で通信障害が生じる場合は、分けて考えた方がよい。採決で通信障害が起きれば決議不存在の問題となり、救いようがない。一方、議事で通信障害が起きて、説明義務違反が生じたり、動議が提出できなかったときについては、会社に悪意重過失がなければ株主総会決議の取消事由にはならないということによいのではないか。
- 株主総会決議の取消しの訴えの特則については、特に閉鎖的な会社においては目が行き届かないという問題があり、バーチャルで出席する株主の側からは当日の株主総会のことについて立証することが非常に難しいため、立証責任の転換かあるいは事実上の転換などができるようにしておかないといけないのではないかと思う。セーフハーバールールについて、会社の主観的要件の判断方法に関し、共有株式の議決権行使の場面における会社の主観的な要件などについては先例があるところであり、株主総会の運営についての会社の主観は、まずは議長の主観を会社の主観と言ってきたのではないかと思う。ただ、今回の論点については、例えばシステム担当者の手元では分かっているが議長には知らされないという状況があり得るが、そのような状況においても、会社側の誰かが知っていれば、その間で連絡をとることは会社側の責任であるとして、会社の悪意あるいは重過失を認めてよいと思う。
- 株主総会決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）の在り方は、バーチャルオンリー株主総会の実施の要件や条件をどのように規定するか次第であると考え。会社法や法務省令において十分にバーチャルオンリー株主総会についての機能的同等性を確保する場合には、セーフハーバールールを置く理由があるが、そのような機能的同等性確保の規律が脆弱であればあるほどセーフハーバールールは置きづらくなる。十分にバーチャルオンリー株主総会についての機能的同等性を確保した上で、セーフハーバールールを置くという立法は大いにあり得ると思う。この場合の悪意重過失の判断基準は、現行法でも基本的に解釈の問題とされており、むしろ解釈論に委ねた方がよいケースが多いように思う。セーフハーバールールについて、立証責任の転換は難しいとしても、株主側に証拠が残るような手当てをしておく必要があるように思う。
- 延期・続行の規定の整備については、議事進行の一般則にない危機管理を条文化しておく必要があると思う。
- 延期・続行の規定の整備については、産業競争力強化法第66条第2項の規定の内容は現行法の解釈で可能であるため、特に規定を設けず、解釈に委ねることによいのではないか。最初から通信障害で議事にも入れないという事態への備えとしては、予備日の設定が考えられるが、それは現行法の解釈で可能である。

以上